

第61回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（午前9時開場予定）

場所

ワールド本社ビル 26階
神戸市中央区港島中町六丁目8番1

目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	21
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告書	51

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

株式会社ワールド

証券コード：3612

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町六丁目8番1
株式会社ワールド
代表取締役 社長執行役員 上山 健二

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目8番1
ワールド本社ビル 26階
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
- 報告事項
- 第61期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第61期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役賞与の支給の件

4. 連結計算書類及び計算書類の一部のインターネットによるご提供について

法令及び当社定款第14条の2の規定に基づき、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ホームページ (<http://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載し、ご提供しております。なお、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（アドレス <http://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第61期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,664,303,250円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

優先株式の全株式消却、及び普通株式の一部消却によるもの。

2. 変更の内容

(1) 現行定款の「第3章 A種優先株式」(同章の内容は、以下のとおり)を全て削除いたします。

第3章 A種優先株式

(譲渡制限)

第11条の1 A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会による承認を要する。

(A種優先配当金)

第11条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

2. A種優先配当金の額は、①平成26年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、4円、②平成27年から平成30年3月31日に終了する各事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、8円、③平成31年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、40円(但し、平成30年7月12日(以下、「本株式併合効力発生日」という。)以前の日を基準日として行われる配当については、1株につき8円)、④平成32年以降の毎年3月31日に終了する各事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、90円とする。

3. ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)なお、本株式併合効力発生日までの累積未払A種優先配当金の額は、本株式併合効力発生日の直前における1株あたりの累積未払A種優先配当金に5を乗じた額を用いてこれを計算する。)については、A種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

(残余財産の分配)

第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、第11条の6に定める基準価額を支払う。なお、残余財産の分配の場合は、第11条の6に定める基準価額の計算における「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、基準価額を計算する。

2. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、第1項に定めるほか残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第11条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第11条の5 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

2. 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第11条の6 A種優先株主は、当社に対し、平成25年9月27日以降、いつでもA種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、次に定めるところにより、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生ずる日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下当該取得を行う日を「取得日」という。）。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例投分の方法により決定する。なお、本条の規定に従いA種優先株主に交付される金銭の総額に1円に満たない端数があるときは、これを切り上げる。

2. A種優先株式1株あたりの取得価額（以下「基準価額」という。）は、次の各号に定めるところに従って計算される。

(1) 平成25年9月27日（以下「第1計算基準日」という。）以降平成29年3月30日（同日が営業日でないときは、その翌営業日。以下「平成29年計算基準日」という。）までの日（同日を含む。）が取得日である場合におけるA種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される。なお、以下、「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含む。）に従い日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう（以下同じ。）。

（基本取得価額算式）

$$\text{基本取得価額} = 1,000 \times (1 + 0.04)^m \times (1 + 0.04)^n$$

基本取得価額算式における「m」は、(a)第1計算基準日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、第1計算基準日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、毎年の第1計算基準日に相当する日（以下「計算基準日応当日」という。）のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう（取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。）。

基本取得価額算式における「n」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。「残余日数」とは、上記(a)の場合には第1計算基準日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

ただし、取得日（同日を含む。）までの間にA種優先配当金（累積未払A種優先配当金を含む。以下本条において同じ。）が支払われた場合（本号において、当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「支払済A種優先配当金」といい、本株式併合効力発生日までに支払済みのA種優先配当金については、1株について支払われたA種優先配当金に5を乗じた額を用いてこれを計算するものとする。）には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{支払済A種優先配当金} \times (1 + 0.04)^x \times (1 + 0.04)^y$$

控除価額算式における「x」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。）の翌年の計算基準日応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。）から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。直前応当日は、基本取得価額算式における直前応当日と同じとする。

控除価額算式における「y」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。「残余日数」とは、上記(a)の場合には支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。）の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数（ただし、当該計算基準日応当日以前の日が取得日である場合には零とする。）とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

- (2) 平成29年計算基準日の翌日以降平成31年3月30日(同日が営業日でないときは、その翌営業日。以下「第2計算基準日」という。)までの日(同日を含む。)が取得日である場合におけるA種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される。

(平成29年基本取得価額算式)

$$\text{平成29年基本取得価額} = \text{平成29年計算基準日取得価額} \times (1 + 0.058)^p \times (1 + 0.058)^q$$

「平成29年計算基準日取得価額」とは、平成29年計算基準日を取得日とした場合に第(1)号に従って算定される取得価額をいう。

平成29年基本取得価額算式における「p」は、(a)平成29年計算基準日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、平成29年計算基準日から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直前応当日」とは、毎年の平成29年計算基準日に相当する日(以下「計算基準日応当日」という。)のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう(取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。)

平成29年基本取得価額算式における「q」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる)。「残余日数」とは、上記(a)の場合には平成29年計算基準日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。ただし、平成29年計算基準日の翌日から取得日(同日を含む。)までの間にA種優先配当金が支払われた場合(本号において、当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「支払済A種優先配当金」といい、本株式併合効力発生日までに支払済みのA種優先配当金については、1株について支払われたA種優先配当金に5を乗じた額を用いてこれを計算するものとする。)には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を平成29年基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

(平成29年控除価額算式)

$$\text{平成29年控除価額} = \text{支払済A種優先配当金} \times (1 + 0.058)^r \times (1 + 0.058)^s$$

平成29年控除価額算式における「r」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日(支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。)の翌年の計算基準日応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日(支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。)から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。直前応当日は、平成29年基本取得価額算式における直前応当日と同じとする。

平成29年控除価額算式における「s」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる)。「残余日数」とは、上記(a)の場合には支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日(支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。)の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数(ただし、当該計算基準日応当日以前の日が取得日である場合には零とする。)とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

- (3) 第2計算基準日の翌日以降の日が取得日である場合におけるA種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される。

(第2基本取得価額算式)

$$\text{第2基本取得価額} = \text{第2計算基準日取得価額} \times (1 + 0.09)^t \times (1 + 0.09)^u$$

「第2計算基準日取得価額」とは、第2計算基準日を取得日とした場合に第(2)号に従って算定される取得価額をいう。

第2基本取得価額算式における「t」は、(a)第2計算基準日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、第2計算基準日から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直前応当日」とは、毎年の第2計算基準日に相当する日(以下「計算基準日応当日」という。)のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう(取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。)

第2基本取得価額算式における「u」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には第2計算基準日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。ただし、第2計算基準日の翌日から取得日（同日を含む。）までの間にA種優先配当金が支払われた場合（本号において、当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「支払済A種優先配当金」という。）には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を第2基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

（第2控除価額算式）

第2控除価額＝支払済A種優先配当金×(1+0.09)^v×(1+0.09)^w

第2控除価額算式における「v」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。）の翌年の計算基準日応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。）から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。直前応当日は、第2基本取得価額算式における直前応当日と同じとする。

第2控除価額算式における「w」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。）の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数（ただし、当該計算基準日応当日以前の日が取得日である場合には零とする。）とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の7 当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引き換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

2. A種優先株式1株あたりの取得価額は、第11条の6に定める基準価額と同額とする。

（優先配当金の除外期間）

第11条の8 第38条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。

(2) 上記(1)のほか、以下のとおり変更いたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、208,400,000株とし、このうち192,000,000株は普通株式、 <u>16,400,000株はA種優先株式とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>137,500,000株とする。</u>
第4章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第16条の2 (条文省略)	第11条～第15条の2 (現行どおり)
第5章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会	第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会
第17条～第29条 (条文省略)	第16条～第28条 (現行どおり)
第6章 計算	第5章 計算
第30条～第33条 (条文省略)	第29条～第32条 (現行どおり)

第3号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、任意の指名・報酬委員会の推薦を経て、取締役会の決定に基づき下記の取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、いずれの候補者も適任である旨の意見を得ております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	寺井秀藏 再任	代表取締役会長	26回/26回 (100%)
2	上山健二 再任	代表取締役 社長執行役員	26回/26回 (100%)
3	畑崎充義 再任	取締役	26回/26回 (100%)
4	一條和生 再任 社外 独立	社外取締役	26回/26回 (100%)
5	鈴木政士 再任 社外 独立	社外取締役	23回/23回 (100%)
6	佐藤秀哉 新任 社外 独立	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">かみ やま けん じ 上山 健二 (1965年5月19日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 2001年6月 株式会社ジャック（現 株式会社カチスホ-ルディングス） 代表取締役社長 2003年3月 株式会社長崎屋 代表取締役社長 2009年3月 株式会社GABA 代表取締役社長 2012年12月 株式会社ぐるなび 取締役副社長執行役員 2013年12月 当社入社 2013年12月 当社常務執行役員COO補佐 2014年6月 当社常務執行役員COO（最高執行責任者） 2015年4月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）</p>
	取締役会への出席状況	26回/26回（100%）
	所有する当社株式の種類及び数	普通株式 625,500株
	取締役候補者とした理由	<p>上山健二氏は、長年、各社の経営に携わり、また当社入社後は、COO補佐、COO、社長執行役員として執行における重要な役割を担っており、強いリーダーシップのもと当社の業績を向上させました。当社の更なる成長を牽引するべく、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。</p>
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">はた さき みつ よし 畑崎 充義 (1963年2月4日生)</p>	<p>1987年3月 旧株式会社ワールド入社 1991年6月 同社取締役 1996年6月 同社専務取締役 人事本部 本部長 1999年6月 同社執行役員 第二世代ミドルミックスグループ グループ長 2002年6月 同社WEL スポーツカジュアルグループ グループ長 2008年4月 当社WEL 企画戦略推進部 部長 2013年6月 当社執行役員 経営支援本部 副本部長 2017年6月 当社取締役（現任）</p>
	取締役会への出席状況	26回/26回（100%）
	所有する当社株式の種類及び数	普通株式 213,900株
	取締役候補者とした理由	<p>畑崎充義氏は、当社の事業から人事、管理にいたる幅広い豊富な経験に加えて、業界団体やディベロッパーなどの対外的活動、渉外活動に伴い各種団体での役職に就任し、幅広い人脈を有しており、ワールドグループ及びファッション産業の発展に貢献いただくため、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<div data-bbox="279 273 551 322" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任 社 外 独 立</div> いち じょう かず お 一 條 和 生 (1958年10月13日生)	1988年 4 月 日本学術振興会特別研究員 2001年 4 月 一橋大学 社会学部教授 2005年 3 月 株式会社シマノ 社外取締役 (現任) 2015年 6 月 株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 (現任) 2017年 6 月 ぴあ株式会社 社外取締役 (現任) 2018年 1 月 当社取締役 (現任) 2018年 4 月 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻 専攻長 教授 (現任)
	取締役会への出席状況	26回／26回 (100%)
	所有する当社株式の種類 及び数	普通株式 0株
	社外取締役在任期間	1年5ヶ月
社外取締役候補者 とした理由	<p>一條和生氏は、長年、社会学の研究に携わり、特に国際企業戦略及び知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識を有しておられ、上場企業の社外役員の経験も豊富であること、また、過去に当社のアドバイザリーボードに就任され、当社の業容や状況に精通されています。同氏は、2018年1月より取締役に就任し、当社経営に関与しておりますが、引き続き、上場企業の社外役員としての豊富な経験と高い知見を活かして当社経営へのアドバイスをいただき、当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、当社の社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<div data-bbox="279 329 550 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 新任 社外 独立 </div> <div data-bbox="294 405 535 485" style="text-align: center;"> さとう ひでや 佐藤 秀哉 (1963年5月21日生) </div>	1987年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年 3月 株式会社セールスフォース・ドットコム入社 2005年 4月 株式会社ザ・ヘッド 取締役社長 2006年 3月 株式会社テラスカイ設立 代表取締役社長 (現任) 2012年 8月 TerraSky Inc.設立 CEO (現任) 2014年 5月 株式会社スカイ365設立 代表取締役社長 2016年 3月 株式会社BeeX 設立 代表取締役社長 2016年 8月 株式会社キャットアライブ 取締役 (現任) 2016年10月 株式会社スカイ 365 取締役 (現任) 2017年 8月 株式会社BeeX 取締役 (現任) 2019年 8月 株式会社テラスカイベンチャーズ設立 取締役 (現任)
	取締役会への出席状況	-
	所有する当社株式の種類及び数	普通株式 0株
	社外取締役在任期間	-
	社外取締役候補者とした理由	佐藤秀哉氏は、クラウドを活用したシステムソリューションの将来性を逸早く察知し、2006年に株式会社テラスカイを創業して同社の東証一部上場を主導されており、経営全般について豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。一方、当社にとってはデジタル軸での一段の成長が不可欠であり、日本企業のデジタルトランスフォーメーションを強力に後押しされてきた佐藤氏には、当社経営へのアドバイスをいただき、企業価値向上に貢献いただくことを期待し、当社の社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、2006年4月1日を合併期日として、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファを存続会社とし、旧株式会社ワールドを解散会社とする吸収合併方式により合併いたしました。
合併に伴い、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファは、商号を株式会社ワールドに変更しております。
なお、合併期日以降の株式会社ワールドに関する略歴について、「当社」と記載しております。
2. 当社は、2017年4月18日付をもって任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員を含む）候補者の原案、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額に係る事項の審議及び決議を行っております。
3. 一條和生氏、鈴木政士氏及び佐藤秀哉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、一條和生氏及び鈴木政士氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また佐藤秀哉氏が選任された場合、同氏との間でも当該契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、一條和生氏及び鈴木政士氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また佐藤秀哉氏が選任された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結のときをもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、任意の指名・報酬委員会の推薦を経て、取締役会の決定に基づき下記の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	たか つき てい いち 高 月 禎 一 再任	取締役 監査等委員	26回/26回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	すず き しゅう じ 鈴 木 修 司 再任 社外 独立	取締役 監査等委員	26回/26回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	せき み わ 関 美 和 再任 社外 独立	取締役 監査等委員	23回/23回 (100%)	11回/11回 (100%)

各候補者の略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> たか つき てい いち 高月 禎一 (1960年8月2日生)	1983年4月 旧株式会社ワールド入社 2002年7月 同社IR部 部長 2005年4月 同社WEL IR部 部長 2006年1月 同社WEL 事業管理部 部長 2006年4月 当社WEL 事業管理部 部長 2007年6月 当社執行役員 事業管理部 部長 2008年4月 当社執行役員 会計統括部 統括部長 2012年10月 当社執行役員 事業支援本部 本部長 2015年6月 当社常勤監査等委員である取締役 (現任)
	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会26回／26回 (100%) 監査等委員会14回／14回 (100%)
	所有する当社株式の種類及び数	普通株式 355,100株
	監査等委員である取締役候補者とした理由	高月禎一氏は、当社のIR、事業管理関連業務に従事し、2012年10月から2015年6月まで経理部門を含む事業支援本部の責任者として全社経営、経理・会計において当社の企業価値向上に貢献してきました。2015年6月からは当社における豊富な業務経験と経理・会計に関する知見を有していることから監査等委員である取締役に就任しており、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> すずき しゅうじ 鈴木 修司 (1955年3月22日生)	1987年4月 弁護士登録 田堰・市原法律事務所 入所 1992年7月 かなえ法律事務所 (田堰・市原法律事務所から名称変更) パートナー 2006年4月 銀座共同法律事務所 (かなえ法律事務所を組織変更) パートナー 2013年4月 銀座共同法律事務所 退所 日比谷Ave.法律事務所 パートナー (現任) 2018年1月 当社監査等委員である取締役 (現任)
	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会26回/26回 (100%) 監査等委員会14回/14回 (100%)
	所有する当社株式の種類及び数	普通株式 0株
	社外取締役在任期間	1年5ヶ月
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由	鈴木修司氏は、弁護士として民事紛争手続などに長年携わられた幅広い経験と企業法務に精通した高度な専門知見を有しておられます。 また、同氏は、2018年1月より監査等委員である社外取締役として当社経営に関与しておりますが、引き続き当社の経営に参画いただくことで監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保と、業務執行やコーポレートガバナンスに関する意思決定において適切な提言をいただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	再任 社外 独立 せき み わ 関 美 和 (1965年2月25日生)	1988年4月 株式会社電通入社 1989年4月 スミス・バーニー入社 1993年9月 モルガン・スタンレー入社 1997年2月 クレイ・フィンレイ投資顧問入社 2003年1月 同社 東京支店長 2015年4月 杏林大学外国語学部 准教授 (現任) 2018年6月 当社監査等委員である取締役 (現任)
	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会23回/23回 (100%) 監査等委員会11回/11回 (100%)
	所有する当社株式の種類及び数	0株
	社外取締役在任期間	1年
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由	関美和氏は、外資系金融機関でファンドマネジャーや支店長を務めた経験を持ち、またベビーシッターを組織化する会社を起業した経歴を有しており、現在は教育者として、また翻訳家として、グローバルな高いコミュニケーション能力と経営における豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。また、同氏は、2018年6月より監査等委員である社外取締役として当社経営に関与しておりますが、引き続き厳しい投資家目線を有する女性経営者に、当社の経営に参画いただくことが当社にとって有益と考えられ、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保と、業務執行やコーポレートガバナンスに関する意思決定において適切な提言をいただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、2006年4月1日を合併期日として、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファを存続会社とし、旧株式会社ワールドを解散会社とする吸収合併方式により合併いたしました。
合併に伴い、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファは、商号を株式会社ワールドに変更しております。
なお、合併期日以降の株式会社ワールドに関する略歴について、「当社」と記載しております。
2. 当社は、2017年4月18日付をもって任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役(監査等委員を含む)候補者の原案、取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬額に係る事項の審議及び決議を行っております。
3. 鈴木修司氏及び関美和氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、高月禎一氏、鈴木修司氏及び関美和氏の間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、鈴木修司氏及び関美和氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任 社外 独立</div> <p>すずき まさ ひと 鈴木 政士 (1957年9月9日生)</p>	<p>1980年4月 キリンビール株式会社入社 2005年4月 同社 酒類営業本部 企画部 担当部長 2006年3月 同社 国内酒類カンパニー 企画部 主幹 2007年3月 キリンビバレッジ株式会社出向 経理部長 2008年3月 同社 執行役員 経営企画部長 2009年3月 同社 取締役 経営企画部長 2012年3月 キリンホールディングス株式会社 取締役 CFO 2013年1月 キリン株式会社 取締役 2014年3月 キリンホールディングス株式会社 常勤監査役 キリン株式会社 監査役 2018年6月 株式会社ジャックス 社外 取締役 (現任) 2018年6月 株式会社エイジス 社外取締役 (現任) 2018年6月 当社取締役 (現任)</p>
<p>所有する当社株式の種類及び数</p>	<p>普通株式 0株</p>
<p>社外取締役在任期間</p>	<p>1年</p>
<p>補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p>	<p>鈴木政士氏は、長年、経理、経営企画に関する業務に携わり、また、取締役経営企画部長、取締役CFOを歴任された後、常勤監査役も務められたことから、経理・財務に関する豊富な知見、幅広い経験と、経営における豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。そのため、万一、当社において監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合は、監査等委員である取締役に就任いただくことも可能と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>

- (注) 1. 鈴木政士氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める補欠の社外取締役候補者であります。
2. 鈴木政士氏は、本定時株主総会で取締役（監査等委員である者を除く。）の選任が承認された場合は、取締役（監査等委員である者を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である者を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3. 当社は、鈴木政士氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。本総会において第3号議案が承認され、鈴木政士氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。

4. 鈴木政士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、鈴木政士氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、鈴木政士氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。

第6号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役3名（監査等委員である者及び社外取締役を除きます。）に対する賞与につきまして、当期の連結業績を踏まえ、連結コア営業利益と連結当期利益等の業績評価指標の達成度等に応じ、総額300百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人賞与部分は含みません。）を支給いたしたいと存じます。

なお、来期以降の取締役（監査等委員である者を除きます。）への賞与につきましては、これまでの報酬等の支給実績に照らし、2015年6月9日開催の定時株主総会で決議された取締役（監査等委員である者を除きます。）の報酬限度額である年額400百万円の範囲内で支給するものいたします。

また、個別具体的な配分につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、上半期の全国各地で観測された豪雨や大型台風、度重なる地震など自然災害による影響に加えて、下半期には株式市場の不安定さもみられたほか、欧米諸国における政治・経済情勢の不確実性により、景気動向の減速感が強まることで消費マインドは上昇せず、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

当ファッション業界においては、少子高齢化を背景とした人口減少に伴い、従来型の店舗販売を中心とした国内アパレル市場が成熟化する反面、デジタル化の伸展に伴うEC（電子商取引）の拡大やシェアリングエコノミーに対応したサービスが広がるなど、消費者の購買意識の変化と購買行動の多様化によって、競争環境は大きく変化しています。

このような経営環境の中、当社グループでは、当期（2019年3月期）を、次なるトランスフォーメーション（変革）の時期と位置づけ、事業セグメントを再編し、非アパレル分野にも事業領域を広げることで、“総合アパレル企業グループ”からファッション業界における“総合サービス企業グループ”へと進化を図っています。

また、2018年9月28日には、MBO実施による非上場化から13年を経て再上場いたしました。

当期は、既存ブランドの商品力の強化に加えて、次世代のビジネスマンに向けて、オーダービジネスを展開するメンズブランド「アンビルト タケオキクチ」をスタートし、デジタルプラットフォームを活用した新たなビジネスモデルへ着手しました。また、当社事業と親和性の高い企業の積極的なM&Aに取り組みました。具体的には、ユーズドセレクトショップを営む株式会社ティンパンアレイ、高級革製品の株式会社ヒロフの子会社化や子供服大手の株式会社ナルミヤ・インターナショナルの持分法適用関連会社化により、事業ポートフォリオの幅を広げました。また、子会社の株式会社ファッション・コ・ラボは、ビーノス株式会社との共同出資により、年々ニーズが高まるファッション特化型の越境EC運営を目的としたファスビー株式会社を設立しました。更には、ファッション業界全体の活性化を目指し、クラウドファンディングのリーディングカンパニーである株式会社キャンプファイヤーとの資本・業務提携により、両社のシナジーを活かした次代クリエイター発掘にも参画しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は前期比1.6%増の2,498億61百万円と7期ぶりの増収に転じました。また、コア営業利益は前期比2.5%増の163億20百万円、営業利益は前期比12.1%増の148億27百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比36.4%増の92億円となり、指定国際会計基準に変更後の比較可能な過去7期間において、すべての利益段階で最高益を記録しました。

(注) コア営業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

セグメント別の状況は、次のとおりです。

1) ブランド事業

ブランド事業においては、ブランドポートフォリオ戦略を機動的に修正し、成長性と収益性のバランスを図っています。

百貨店を中心に展開するミドルアッパーブランドは、ブランドらしさや強みを明確に打ち出し、差別化された付加価値の高い商品開発に継続して取り組むことで、収益は婦人服を中心に堅調に推移しました。また、ライフスタイルブランドはトレンドを盛り込んだプロモーションの提案が、お客様の支持を得たことで好調に推移しました。ショッピングセンターを中心に展開するミドルローブランドは競争環境が厳しく、上半期は苦戦したものの、下半期以降は在庫コントロールの改善で回復傾向が見られました。

個別ブランドでは、キャリア女性の通勤着として機能性を強化した「インディヴィ」や『匠ジャケット』といった“メイド・イン・ジャパン”の高品質商品を継続的に提案している「リフレクト」、ティーンズ向けにプロモーションを強化した「ピンクラテ」、季節ごとのモチベーションを生活雑貨の商品として提案した「ワンズテラス」、革小物・バッグの「ヒロコハヤシ」、女性向け下着の「リサマリ」等が好調に推移しました。

2) 投資事業

投資事業は、M&A事業とバリューアップ事業から成り立っており、バリューアップ事業は開発・改革ブランドとグループ全体のポートフォリオ管理部門から構成されています。

M&A事業では、2018年4月2日付でユーズドセレクトショップ「ラグタグ」を展開する株式会社ティンパンアレイを子会社化し、一次流通、二次流通の壁にとらわれない新たなファッション価値の提供と“シェアリングエコノミー”市場の開拓に取り組んでいます。

また、バリューアップ事業の開発・改革ブランドにおいては、主に赤字屋号の収益性の改善に取り組みました。

3) デジタル事業

デジタル事業においては、B2Bソリューションにおいて、Eコマースの運営受託とデジタルソリューションを行っております。

Eコマースの運営受託では、自社ブランドを販売する直営ファッション通販サイト「ワールドオンラインストア」の運営を受託しており、ブランド事業の直営店舗との相互送客（O2O）強化に取り組まれました。また、株式会社ファッション・コ・ラボにおいて、ファッションECモール「ファッションウォーカー」を運営するとともに、他社ブランドの公式ECサイトの運営受託サービスの強化に取り組まれました。

デジタルソリューションでは、物流コスト抑制の取組みや、自社の基幹システムの刷新のみでなく、他社に向けた基幹システムや顧客管理のためのCRMシステム等の新たなソリューションの提供などの業容拡大にも取り組んでおります。

4) プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、ワールドグループが培ってきた様々なノウハウと仕組みを活用したプラットフォームの外部企業へのオープン化を推進し、業界の枠組みを超えた新たな事業領域の拡大に取り組んでいます。生産プラットフォームの株式会社ワールドプロダクションパートナーズは、商社機能としての直接貿易や、製造子会社の生産性改善、他社アパレルの商品開発及び製造を推進しています。また、店舗・販売プラットフォームの株式会社ワールドストアパートナーズは、全国の支店、営業所を再配置し、よりきめ細やかな体制を整えました。空間設計プラットフォームの株式会社ワールドスペースソリューションズは、引き続きアパレル以外の業界にも広げて、什器・家具の製造販売、空間・店舗デザインの提供を推進しました。

(企業集団のセグメント別売上高の状況)

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト					調 整 額 (注2)	合 計
	ブランド 事業	投 事	資 業	デ ジ タ ル 業 事	プ ラ ッ ト フ ォ ー ム 業 事		
売上収益							
外部収益	195,779	35,099	4,770	14,213	249,861	—	249,861
セグメント間収益	4,878	14,264	14,440	99,797	133,379	△133,379	—
計	200,657	49,363	19,210	114,010	383,240	△133,379	249,861

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 調整額は、主にセグメント間取引消去等であります。

(2) 企業集団の資金調達等についての状況

当社は2018年9月28日に当社株式を東京証券取引所に上場して自己株式の処分を行い、総額407億62百万円の資金調達をしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、99億58百万円であります。

その主なものは、店舗の保証金流動化終了に伴う建物賃貸人への保証金の差入れ、出店・改装に伴う設備投資などのブランド事業への投資に42億11百万円。

ファッションの全業務領域に渡ってフルカバーするデジタルソリューション事業強化のための投資及びファッションとテクノロジーが融合したファッションテックなどのデジタル事業への投資に41億71百万円の設備投資を行いました。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	I F R S			
	第58期	第59期	第60期	第61期 (当連結会計年度)
	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上収益(百万円)	271,575	249,983	245,829	249,861
営業利益(百万円)	3,576	12,066	13,225	14,827
当期利益 (親会社の所有者に帰属)(百万円)	743	8,150	6,743	9,200
1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属)(円)	8.24	90.36	74.75	354.70
資産合計(百万円)	184,864	193,770	202,938	213,546
親会社の所有者に 帰属する持分(百万円)	12,690	20,338	26,995	77,015

(注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（I F R S）に準拠して連結計算書類を作成しております。

2. 第61期の1株当たり当期純利益については、2018年7月12日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	日本基準			
	第58期	第59期	第60期	第61期 (当事業年度)
	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売 上 高 (百万円)	244,585	221,352	24,833	26,210
営 業 利 益 (百万円)	3,499	6,234	6,070	7,197
当 期 純 利 益 (△は損失) (百万円)	△5,187	2,650	7,179	5,801
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△64.72	22.17	72.38	223.64
総 資 産 (百万円)	159,045	163,418	114,425	130,645
純 資 産 (百万円)	9,537	12,216	19,381	45,953

(注) 第61期の1株当たり当期純利益については、2018年7月12日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行にともなう数量減少に加えて、国内アパレル市場も成熟化して単価下落が進む一方、海外生産地での加工賃上昇や為替変動による仕入価格の上昇のほか、人手不足による人件費や物流費といった経費増加も生じるなど、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。また、デジタル化の伸展を背景として消費者の購買行動は急速に変化しており、新たなビジネスチャンスが生まれているものの、新規参入企業の誘発などを通じて異業種や外資系も巻き込んだ競争激化が継続しております。こうした国内アパレル市場や消費者の大きな変化の中で、永続的に成長を遂げ、勝ち続ける企業組織であるためには、これらの環境変化の認識のもと、更なる変革が必要であると認識しております。そして、自己変革を具現化するためにも、事業収益力の向上、財務体質の改善、人材等のリソースの確保、コーポレート・ガバナンスの強化を対処すべき課題と認識し、解決に向けて重点的に取り組んでまいります。

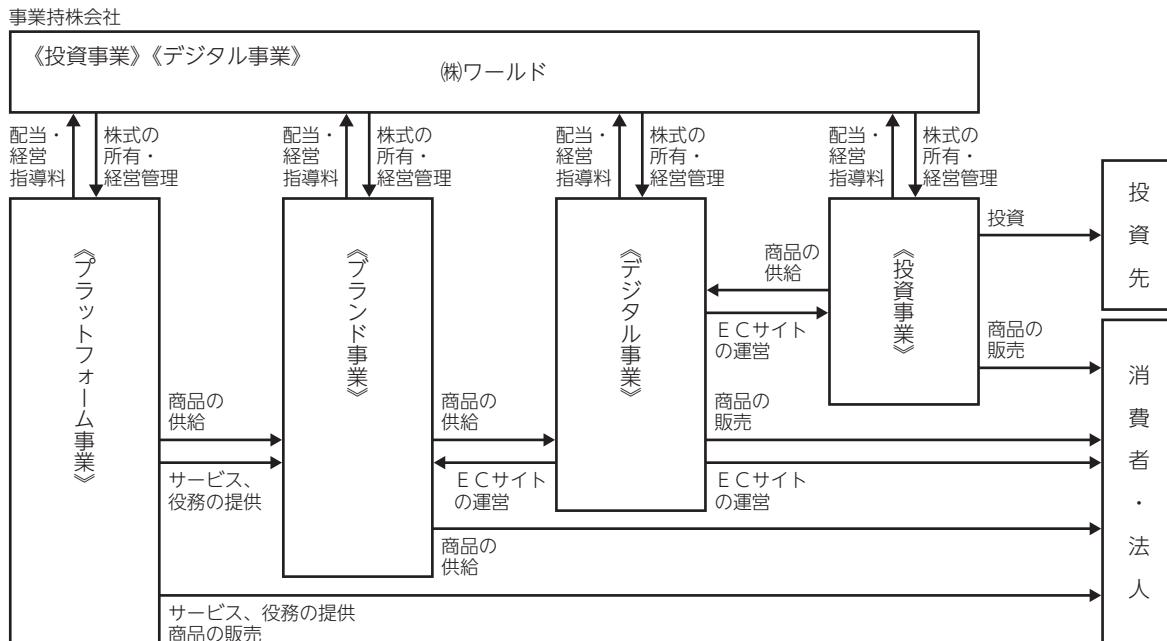
(6) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、当社、子会社41社及び持分法適用関連会社5社より構成されております。

2017年4月に当社を事業持株会社とする持株会社体制へ移行したことにともない、報告セグメントを従来の衣料品販売事業の単一セグメントから、「ブランド事業」、「投資事業」、「デジタル事業」及び「プラットフォーム事業」の4区分に変更しております。

当社グループの事業内容は、国内外にて婦人、紳士及び子供衣料品ならびに服飾装身具の販売を営むブランド事業、当社グループからの直接及びファンドを活用した間接での投資・売却等による当社グループの事業ポートフォリオ全体の最適化を目指す投資事業、ファッションに特化したECモール事業及び他社EC事業や情報・物流システムの業務受託等のデジタルソリューションの提案・実行を行うデジタル事業、衣料品ならびに服飾装身具の生産・調達・貿易や什器製造販売を通じた空間創造支援等のプラットフォーム事業を営んでおります。

以上の概要を図示すると次のとおりであります。



(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

1. 当社

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
東 京 支 店	東 京 都 港 区

2. 子会社等

会 社 名	所 在 地
(株)フィールズインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)エクспローラーズトーキョー	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)スタイルフォース	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)アルカスインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区

② 企業集団の使用人の状況

1. 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (注)	前期末比増減
男 性	2,124名	△154名
女 性	8,646名	△792名
合 計	10,770名	△946名

(注) 従業員数には、他社への出向者3名を含んでおります。

2. 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (注)	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	178名	△25名	48.8才	22.5年
女 性	188名	△25名	40.2才	15.2年
合 計	366名	△50名	44.4才	18.8年

(注) 従業員数には、他社への出向者214名を含んでおります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当事業年度において、当社の親会社かつ主要株主であったワールドパートナー持株組合の解散が決定され、当該組合の解散に係る清算手続きが終了しております。これに伴い、2018年7月30日付で当該組合財産であった当社の株式が当該組合の各組合員の固有財産となったため、主要株主が異動しました。

② 子会社の状況

重要な子会社等は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) フィールズインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品、雑貨の企画、生産、及び販売
(株) エクスプローラーズトーキョー	30百万円	100.0%	衣料品、雑貨の企画、生産、及び販売
(株) スタイルフォース	30百万円	100.0%	衣料品、雑貨の企画、生産、及び販売
(株) アルカスインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品、雑貨の企画、生産、及び販売

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三井住友銀行	17,892百万円
(株) 三菱UFJ銀行	16,292百万円
(株) みずほ銀行	13,594百万円
三井住友信託銀行(株)	2,910百万円
(株) 新生銀行	2,800百万円
(株) 商工組合中央金庫	2,610百万円
(株) りそな銀行	2,555百万円
(株) 横浜銀行	2,520百万円

(10) **剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

配当に関しましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実と当社グループの業績に応じた株主還元を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、基本的な方針として期末配当の決定機関は株主総会であります。

当社としては、再上場後においては、当面は財務健全性の改善や成長投資を優先しつつ、配当を段階的に引き上げ、財務健全化の目処が立つところに、中・長期的な配当性向の目安として約30%程度まで引き上げることを目指してまいります。

なお、内部留保資金の用途につきましては、将来の企業価値を高めるための店舗開発、ブランド開発、M&A等の事業投資を優先いたしますが、投資効率の高い活用を検討してまいります。

2. 株式に関する事項

(1) 会社が発行する株式の総数、発行済株式の総数及び株主数

区 分	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株 主 数
普通株式	192,000,000株	33,286,065株 (注)	25,512名
A種優先株式	16,400,000株	0株	0名

(注) 自己株式1,104,900株を除く。

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率 (注)
普 通 株 式		
寺 井 秀 藏	2,323,154株	7.0%
畑 崎 重 雄	1,746,747株	5.2%
小 泉 敬 三	1,386,674株	4.2%
合 同 会 社 エ イ ・ テ イ 興 産	1,000,000株	3.0%
合 同 会 社 ケ イ ・ エ ム 興 産	1,000,000株	3.0%
合 同 会 社 ワ イ ・ ア ー ル 興 産	1,000,000株	3.0%
ワ ー ル ド グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	942,300株	2.8%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	887,000株	2.7%
合 同 会 社 イ ー ・ エ イ チ 興 産	840,000株	2.5%
上 山 健 二	625,500株	1.9%

(注) 持株比率は、自己株式1,104,900株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第2回新株予約権
発行決議日			2017年6月12日
新株予約権の数 (注) 1			414,375個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 3			普通株式 828,750株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額			新株予約権1個当たり300円 (1株当たり150円)
権利行使期間			2020年7月1日から 2022年6月30日まで
行使の条件			(注) 4
役員 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1人
		社外 取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人

(注) 1. ① 本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする（以下、本項により調整された後の付与株式数を「調整後付与株式数」、調整される前の付与株式数を「調整前付与株式数」という。）。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端

数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割、株式無償割当てまたは併合の比率

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、調整後付与株式数が適用される日における当社の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を控除した数をいう。以下本①において同じ。）を、調整後付与株式数が適用される前の日における当社の発行済株式総数で除した割合をいうものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日（基準日を定めたときは、その基準日の翌日）以降、これを適用する。

- ② 上記のほか、本新株予約権の割当日後、付与株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式の数の調整を行うことができるものとする。
2. 本新株予約権の割当日後に次の各号に定める事由が生じた場合には、それぞれ次に定めるところに従い行使価額をそれぞれ調整し（以下、本項により調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）適用時期についても、それぞれ次に定めるところに従うものとする。
- ① (i) 当社が、当社普通株式の株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割、株式無償割当てまたは併合の比率}}$$

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、上記1①に定めるものをいう。

- (ii) 調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日（基準日を定めたときは、その基準日の翌日）以降、これを適用する。

- ② (i) 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行、または自己株式の処分を行う場合（ただし、会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく株式の売渡し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に対して取得を請求できる証券、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利の取得、転換または行使による場合、並びに合併、株式交換、株式移転及び会社分割に伴って交付される場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、調整後行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数から同日における当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。また、上記算式において「1株当たりの時価」とは、当社取締役会が別途定める金額とする。

- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合には、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。）の翌日以降、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。
3. ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、割当日以降、2020年3月31日までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員、ならびに、ワールド健康保険組合の役職員であることを要する。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できない。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

- ③ 本新株予約権者は、2018年3月期から2020年3月期までの各期末における売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額（以下「コア営業利益」という）の累積額が下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に対して、それぞれ下記に定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて算出される個数の本新株予約権を上限として、行使することができる。なお、行使可能割合を乗じて算出される個数に1個未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

2018年3月期から2020年3月期までのコア営業利益の累積額

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (a) 390億円を超過し、430億円以下の場合 | 行使可能割合：40% |
| (b) 430億円を超過し、460億円以下の場合 | 行使可能割合：60% |
| (c) 460億円を超過し、490億円以下の場合 | 行使可能割合：80% |
| (d) 490億円を超過した場合 | 行使可能割合：100% |
- ④ 上記③の規定にかかわらず、2018年3月期から2020年3月期までのいずれかの期のコア営業利益が130億円を下回った場合、または、2018年3月期から2020年3月期までのいずれかの期の親会社の所有者に帰属する当期利益が60億円を下回った場合には、本新株予約権を一切行使することができない。
- ⑤ コア営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益の金額については、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき、売上総利益、販売費もしくは一般管理費または当期利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内で、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。
- ⑥ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画が当社株主総会において承認された場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権	
発行決議日		2018年6月15日	
新株予約権の数		80,375個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 160,750株 (新株予約権1個につき2株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 300円 (1株当たり 150円)	
権利行使期間		2020年7月1日から 2022年6月30日まで	
行使の条件		(注) 4	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	16,000個
		目的となる株式数	32,000株
		交付者数	7人
使用人等への 交付状況	子会社及び関連会社の役員及び使用人	新株予約権の数	64,375個
		目的となる株式数	128,750株
		交付者数	126人

(注) 1. 取締役には、社外取締役を含んでおりません。

2. ① 本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする（以下、本項により調整された後の付与株式数を「調整後付与株式

数」、調整される前の付与株式数を「調整前付与株式数」という。)。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割、株式無償割当て又は併合の比率

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、調整後付与株式数が適用される日における当社の発行済株式総数(ただし、当社が保有する自己株式の数を控除した数をいう。以下本①において同じ。)を、調整後付与株式数が適用される前の日における当社の発行済株式総数で除した割合をいうものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当て又は株式併合の場合は、その効力発生日(基準日を定めたときは、その基準日の翌日)以降、これを適用する。

- ② 上記のほか、本新株予約権の割当日後、付与株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式の数の調整を行うことができるものとする。
- 3 本新株予約権の割当日後に次の各号に定める事由が生じた場合には、それぞれ次に定めるところに従い行使価額をそれぞれ調整し(以下、本項により調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)、適用時期についても、それぞれ次に定めるところに従うものとする。
- ① (i) 当社が、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割、株式無償割当て又は併合の比率}}$$

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、上記2①に定めるものをいう。

(ii) 調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当て又は株式併合の場合は、その効力発生日(基準日を定めたときは、その基準日の翌日)以降、これを適用する。

- ② 上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。
- 4 ① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、割当日以降、2020年3月31日までの間、継続して当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できない。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者は、2019年3月期から2020年3月期までの各期末における売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額(以下「コア営業利益」という。)の累積額が下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に対して、それぞれ下記に定められた割合(以下「行使可能割合」という。)を乗じて算出される個数の本新株予約権を上限として、行使することができる。なお、行使可能割合を乗じて算出される個数に1個未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

2019年3月期から2020年3月期までのコア営業利益の累積額

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (a) 260億円を超過し、320億円以下の場合 | 行使可能割合：40% |
| (b) 320億円を超過し、340億円以下の場合 | 行使可能割合：60% |
| (c) 340億円を超過し、360億円以下の場合 | 行使可能割合：80% |
| (d) 360億円を超過した場合 | 行使可能割合：100% |

- ④ 上記③の規定にかかわらず、2019年3月期から2020年3月期までのいずれかの期のコア営業利益が130億円を下回った場合、又は、2019年3月期から2020年3月期までのいずれかの期の親会社の所有者に帰属する当期利益が60億円を下回った場合には、本新株予約権を一切行使することができない。
- ⑤ コア営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益の金額については、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき、売上総利益、販売費若しくは一般管理費又は当期利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内で、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。
- ⑥ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が当社株主総会において承認された場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定するものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
寺井 秀藏	代表取締役会長		
上山 健二	代表取締役社長執行役員		
畑崎 充義	取締役		
富井 聡	取締役	(株)日本政策投資銀行取締役常務執行役員	当社の関連会社が出資を受けております
一條 和生	取締役	(株)シマノ社外取締役 (株)電通国際情報サービス社外取締役 ぴあ(株)社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻 専攻長教授	特別な関係はありません
鈴木 政士	取締役	(株)ジャックス社外取締役 (株)エイジス社外取締役	特別な関係はありません
高月 禎一	取締役 (常勤監査等委員)		
鈴木 修司	取締役 (監査等委員)	日比谷 A v e . 法律事務所パートナー	特別な関係はありません
関 美和	取締役 (監査等委員)	杏林大学外国語学部准教授	特別な関係はありません

- (注) 1. 取締役 富井聡、取締役 一條和生、取締役 鈴木政士、取締役 (監査等委員) 鈴木修司、及び取締役 (監査等委員) 関美和は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役 一條和生、取締役 鈴木政士、取締役 (監査等委員) 鈴木修司、及び取締役 (監査等委員) 関美和を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 高月禎一は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等における情報共有や、内部監査部門等との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
4. 取締役 (監査等委員) 鈴木修司は、弁護士として企業法務に精通しており、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 (監査等委員) 関美和は、金融の専門家、並びに経営者として豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を取締役 (監査等委員) 高月禎一と締結しております。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
道盛 大志郎	2018年6月15日	任期満了	取締役
土井 憲三	2018年6月15日	辞任	取締役（監査等委員）・弁護士

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	当期支給額
取締役（監査等委員を除く）	6名	131百万円
取締役（監査等委員）	4名	42百万円
計	10名	173百万円

- (注) 1. 支給人員は延べ人員を記載しております。
2. 使用人兼務取締役の使用人賞与相当額は、上記の金額には含まれておりません。

(4) 社外役員の状況

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動
取締役	富井 聡	取締役会26回のうち26回に出席し、財務の専門家としての知識・経験に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役	一條 和生	取締役会26回のうち26回に出席し、国際企業戦略及び知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識・経験に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役	鈴木 政士	取締役会23回のうち23回に出席し、組織や経営管理に関する経営における豊富な経験に基づく高い見識に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役 (監査等委員)	鈴木 修司	取締役会26回のうち26回に出席、監査等委員会14回のうち14回に出席し、弁護士として民事紛争手続などに長年携わられた幅広い経験と企業法務に精通した高度な専門知見に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役 (監査等委員)	関 美和	取締役会23回のうち23回に出席、監査等委員会11回のうち11回に出席し、グローバルな高いコミュニケーション能力と経営における豊富な経験に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。

② 責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、当社が取締役富井聡、取締役一條和生、取締役鈴木政士、取締役（監査等委員）鈴木修司及び取締役（監査等委員）関美和と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。

③ 社外役員の報酬等の額

	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の額	6名	37百万円

（注）支給人員は延べ人員を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額
①	当事業年度に係る報酬等の額	44百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	78百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
尚、当社の子会社のうち、台湾和亜留土股份有限公司、World Korea Co.,Ltd.、世界連合時裝（上海）有限公司、世界時興（上海）貿易有限公司等は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。
2. 当社監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の内容、監査時間及び監査報酬の推移、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である臨時決算監査業務、英文財務諸表監査業務、コンフォートレター作成業務、IFRS第16号「リース」の適用に関するアドバイザー業務及び財務報告に係る内部統制アドバイザー業務について対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）について、以下のとおり決議しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、内部統制システムを整備する。

- (1) **当社の取締役及び使用人（執行役員を含む。以下同じ。）並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「ワールドグループ行動規範」において、法令を遵守し、社内規程、企業倫理、社会規範及び経営理念に従い誠実に行動すべきことを行動規範として規定し、これをすべての取締役及び使用人が遵守すべき最重要ルールと位置付け、その制定改廃は取締役会の承認を要するものとする。
 - ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下にリスクマネジメント担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
 - ・当社グループ全体のコンプライアンスプログラム全般を統括する「コンプライアンス規程」を制定し、組織体制、リスク評価、教育、問題発生時の対応等を定める。
 - ・「内部通報規程」に基づき、内部通報制度（企業倫理ホットライン）を運用し、行動規範違反・不正行為等の情報収集を図るとともに、通報案件に対応する。
 - ・当社にグループ内部監査室を設置し、当社グループの財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、不正・誤謬の発生を防止する。更に、経営の合理化並びに効率化に寄与すると共に、意思の疎通及び業務改善の実をあげ、内部統制の有効性を評価する機能を担い、あわせて企業の健全な発展を図る。

- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、社内決裁、契約書等の重要情報を保存するものとし、情報の保存及び管理に関する体制の詳細は、以下の各規程において定めるところによる。
 - 文書保存・管理全般：「文書管理規程」
 - 機密情報管理：「機密情報保護規程」
 - 契約書管理：「契約規程」
 - ・情報の保存及び管理に関する社内規程・マニュアルに基づき、取締役及び使用人に対する教育・監査等を実施する。
 - ・諸規程集等、所定の文書は、ITを活用して常時閲覧できるシステムを構築するものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社のリスク管理に関する規程（危機管理規程）の対象範囲を当社グループ全体に適用するものとし、リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・ 危機管理規程及びリスク分類別マニュアルに基づき、グループ内部監査室が監査等を実施する。危機管理規程に定義されたリスクの発生状況、対応結果及び影響等については、リスクマネジメント担当部署が一元管理を図る。
- ・ 代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下に担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・ 当社に設置されたリスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスク管理を推進する機関とし、推進にかかわる課題・対応策を審議する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社の執行役員制度とW E L※制度により、意思決定の迅速化・効率化と、事業責任の明確化を図るものとする。
- ・ 当社グループの職務権限や決裁権限に関する規程に基づき、決裁権限ルートを明確化し、定期的に見直すことにより、取締役の意思決定の効率化を図るものとする。
- ・ 当社と当社子会社とが、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、ワールドグループとして総合的に事業の発展を図ることを目的とした当社グループに関する規程を定めるものとする。
- ・ 当社のグループ総合戦略に基づく当社子会社戦略は、各子会社が関係部署及び当社関係会社管理組織と調整のうえで立案する。

※ World Entrepreneur Leader（ワールドアントレプレナーリーダー）の頭文字をとったワールド独自の名称。次世代リーダー（後継者）として位置づけられ、将来的に経営及び執行役員として育っていくことを期待し、そのための登壇的機会が意識的に与えられる将来の経営幹部候補生。

(5) 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ・ 当社は、当社子会社経営計画検討会を定期的で開催し、会議には、各当社子会社社長又は当社子会社を代表する役員及び当社関係者が出席し、各社ごとに営業状況、利益目標、経営方針及び計画等について討議するものとする。

- (6) **当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・「ワールドグループ行動規範」を国内連結子会社へ適用するものとし、グループで共通化出来るルールは社内規程においてグループ共通諸規程とし、行動規範及び社内規程を基軸として、ワールドグループ全体でのコンプライアンス体制を推進する。
 - ・関係会社管理規程に基づき設置された関係会社管理組織が、役割機能別に子会社を管掌する。
 - ・グループ会社管理における一定の事項は、当社の審査・合議などを受けるものとする。
 - ・グループ内部監査室がグループ会社監査を実施する。
 - ・当社は、財務報告の信頼性を確保するために、関連する諸法令等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。
- (7) **当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査等委員会の職務は、グループ内部監査室において補助するものとする。
 - ・監査等委員会を補助すべき者を置くものとし、その任命及び解任、評価等については監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
 - ・監査等委員会を補助すべき者が監査等委員会の職務を補助する場合には、監査等委員会の指示に従うものとする。
- (8) **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**
取締役及び各主管部署の責任者は下記事項につき監査等委員会及びグループ内部監査室長（③を除く）に報告をする。
- （①、②は随時、③、④は定例的）
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 取締役・使用人の法令、定款違反等の不正行為
 - ③ 内部監査の結果
 - ④ 内部通報制度による情報収集及び通報案件への対応の状況
- (9) **当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定める。

(10) **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役及び使用人は、監査等委員が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- ・監査等委員会は、定期的に代表取締役及び会計監査人と意見交換する機会を設定するものとする。
- ・必要に応じて専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）から監査業務に関する助言を受けするなど、監査等委員会の円滑な監査活動を保障する。

(11) **反社会的勢力の排除に関する体制**

ワールドグループ行動規範へ、総会屋や暴力団等企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然たる態度で臨み、反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持たない旨を規定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、及び不当要求については拒絶することを基本方針とする。

総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、対応基準としての「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、当社と外部機関の連携体制、反社会的勢力の定義、不当要求・不当行為発生時の対応と報告・相談先等に関して定める。

特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟する等、外部専門機関との連携を図るとともに、対応部署の社員を中心に積極的に講習への参加等を通じ収集した情報の一元管理・蓄積等を行う。また反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、外部専門機関と連携し、対応を行えるよう協力体制を構築する。

取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行う。取引先との間で締結する基本契約書には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んだ上での契約締結を推進する。

当社グループの社員で基本的な考え方を共有化するため、「ワールドグループ行動規範」をまとめた「ハンドブック」を当社グループの全社員へ配布するとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」は、社内イントラネットへ掲載のうえ、当社グループ社員に周知徹底する。

7. 内部統制システムの運用状況

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、適正な内部統制を構築しており、当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当期は、定時及び臨時を含めて26回の取締役会を開催し、法令又は定款の定める事項及び業務執行の決定等の職務を行っております。業務を執行する取締役は、業務執行状況を3カ月に1回以上、又はその都度、取締役会に報告しております。

(2) リスクマネジメント委員会

当社は、リスクマネジメント委員会において当期に取り組むべき重要リスクを設定し、リスク対応計画に基づくリスクへの対応を実施するとともに、行動規範及び社内規程等違反行為に関する事前防止策及び再発防止策等の検討を実施する事により当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムのPDCAサイクルを推進しております。

(3) コンプライアンス教育研修

当社は、コンプライアンス規程の主管部門及び関連部門によるコンプライアンス教育を継続的に実施しており、当期はワールドグループ行動規範、コンプライアンス、情報管理、労務管理等に関する実務的な教育研修を全社員に対して階層別を実施しました。

連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	71,168
現金及び現金同等物	19,591
売上債権及びその他の債権	26,825
棚卸資産	22,655
その他の流動資産	1,660
小 計	70,731
売却目的で保有する資産	437
非 流 動 資 産	142,378
有形固定資産	45,626
無形資産	71,133
持分法で会計処理されている投資	5,248
繰延税金資産	4,833
その他の金融資産	15,281
その他の非流動資産	257
資 産 合 計	213,546

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	75,452
仕入債務及びその他の債務	41,788
未払法人所得税	1,180
借入金	27,691
その他の金融負債	2,246
その他の流動負債	2,379
小 計	75,284
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	168
非 流 動 負 債	59,972
借入金	47,033
退職給付に係る負債	2,324
引当金	5,521
その他の金融負債	5,094
負 債 合 計	135,425
資 本 の 部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	77,015
資本金	511
資本剰余金	37,657
利益剰余金	38,100
自己株式	△131
その他の資本の構成要素	877
非 支 配 持 分	1,107
資 本 合 計	78,121
負 債 及 び 資 本 合 計	213,546

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	249,861
売 上 原 価	105,187
売 上 総 利 益	144,673
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	128,353
そ の 他 の 収 益	1,270
そ の 他 の 費 用	2,727
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	37
営 業 利 益	14,827
金 融 収 益	44
金 融 費 用	1,274
税 引 前 当 期 利 益	13,596
法 人 所 得 税	4,418
当 期 利 益	9,179
親会社の所有者に帰属する当期利益	9,200
非支配持分に帰属する当期損失	△22

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	28,040
現金及び預金	16,312
売掛金	22
商品及び製品	3
原材料及び貯蔵品	13
前払費用	122
未収入金	4,129
関係会社短期貸付金	7,410
その他	30
固 定 資 産	102,605
有 形 固 定 資 産	35,216
建築物	5,990
構築物	89
機械及び装置	42
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	106
土地	26,832
リース資産	2,158
無 形 固 定 資 産	15,268
のれん	10,501
商標	8
ソフトウェア	4,759
投資その他の資産	52,121
投資有価証券	1,231
関係会社株式	24,718
出資	2
関係会社出資金	1,702
長期貸付金	238
関係会社長期貸付金	20,391
破産更生債権等	0
長期前払費用	236
差入保証金	626
繰延税金資産	2,373
その他	2,251
貸倒引当金	△1,647
資 産 合 計	130,645

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	34,588
買掛金	62
短期借入金	20,243
1年内返済予定の長期借入金	10,159
リース債務	301
未払金	2,262
未払法人税等	776
未払費用	386
預り金	162
賞与引当金	221
役員賞与引当金	16
その他	1
固 定 負 債	50,104
長期借入金	46,121
リース債務	1,960
再評価に係る繰延税金負債	1,131
退職給付引当金	872
その他	19
負 債 合 計	84,692
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	43,734
資本金	6,000
資本剰余金	29,706
資本準備金	109
その他資本剰余金	29,597
利益剰余金	8,159
利益準備金	30
その他利益剰余金	8,129
別途積立金	2
繰越利益剰余金	8,127
自己株式	△131
評価・換算差額等	2,218
その他有価証券	1
評価差額	
土地再評価差額金	2,218
新株予約権	1
純 資 産 合 計	45,953
負 債 ・ 純 資 産 合 計	130,645

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		26,210
売 上 原 価		65
売 上 総 利 益		26,144
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,948
営 業 利 益		7,197
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	412	
受 取 配 当 金	0	
受 取 補 償 金	2	
そ の 他 営 業 外 収 益	248	662
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	418	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	709	
金 融 手 数 料	37	
そ の 他 営 業 外 費 用	385	1,548
経 常 利 益		6,311
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	345	345
税 引 前 当 期 純 利 益		6,656
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	907	
法 人 税 等 調 整 額	△52	856
当 期 純 利 益		5,801

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ワールド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 邊 晴 康[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北 野 和 行[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワールドの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年4月1日付で、Original INC.の全株式のうち60%を取得した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年5月10日付で、神戸レザークロス株式会社の全株式を取得する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ワールド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴 康[㊟]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北野 和 行[㊟]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワールドの2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当部門、コンプライアンス・リスクマネジメント担当部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月14日

株式会社ワールド 監査等委員会

常勤監査等委員 高 月 禎 一 ㊟

監査等委員 鈴 木 修 司 ㊟

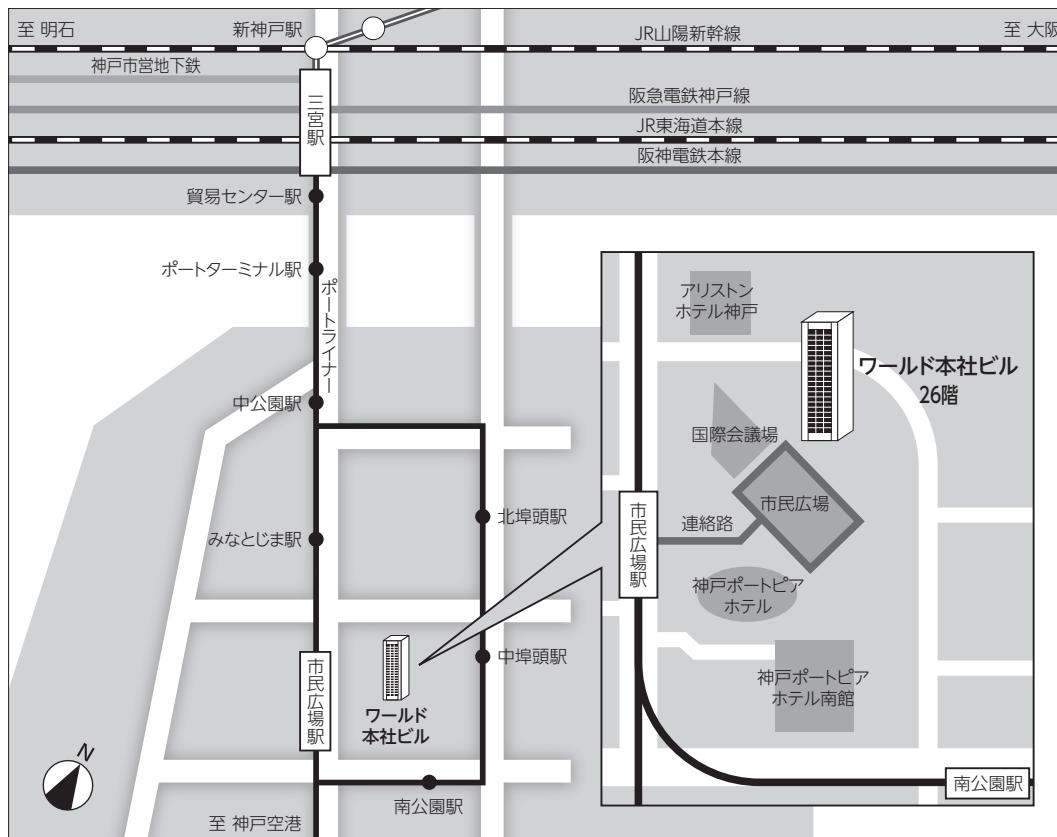
監査等委員 関 美 和 ㊟

(注) 監査等委員鈴木修司及び関美和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場所 ワールド本社ビル 26階
神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1



交通 三宮よりポートライナーを利用 市民広場駅下車 徒歩約3分

お願い 当社では駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。